

議案第75号

資料1 毎年、過半数に不足しているのか、過半数に足りる人選をする方法はないのか、がわかる資料

1 農業委員会等に関する法律の改正について

(1) 農業委員の選出方法等について

平成28年4月1日施行の改正農業委員会等に関する法律(以下「改正農業委員会法」といいます。)は、農地利用最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進)が農業委員会の任務であることを明確にしたほか、主として農業委員の選出方法に改正が加えられました。これらのうち選出方法に係る改正内容は次のとおりです。

ア 選挙制と市長の選任制の併用から、市町村長の任命制へ変更

イ 原則として認定農業者等(個人又は法人の役職員)が委員の過半数を占めること

ウ 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を含めること

エ 女性・青年を積極的に登用すること

(2) 認定農業者が少ない場合の特例について

(1)イのとおり、農業委員の過半数は認定農業者等が占めることが原則ですが、市内の認定農業者数が少ない場合(※1)、以下のとおり任命することができるものと規定されています。

ア 委員の過半数を認定農業者又は認定農業者に準ずる者(※2)とすることについて、市議会の同意を得た場合

イ アによっても困難を生じる場合、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とするについて、市議会の同意を得た場合

ウ イによっても困難を生じる場合、農林水産大臣の承認を得る。

※1 「市内の認定農業者数が少ない場合」とは、認定農業者数が委員定数に8を乗じて得た数を下回る場合であり、本市では認定農業者数が104(委員定数13×8)を下回る場合です。

※2 認定農業者に準ずる者については、議案書103頁をご参照ください。

(3) 本市の認定農業者数の増加に向けた取組について

農業者の後継者不足等により全国的にも認定農業者数は減少傾向です。本市の認定農業者数も平成 25 年度(2013 年度)の 22 名から減少傾向にあり平成 29 年度(2017 年度)には 9 名にまで減少しましたが、農業者に認定を受けることのメリットを説明することに努める等により、令和元年度(2019 年度)末で 15 名に回復しています。

(本市の認定農業者数の推移。人数は各年度末時点)

平成 22 年度 (2010 年度)	22 名
(中略)	
平成 27 年度 (2015 年度)	21 名
平成 28 年度 (2016 年度)	19 名
平成 29 年度 (2017 年度)	9 名
平成 30 年度 (2018 年度)	15 名
令和元年度 (2019 年度)	15 名

2 本市の状況等について

(1) 認定農業者数が少ない本市での委員任命について

本市は第 23 期農業委員会から改正農業委員会法の適用を受けた委員の任命を行っています。委員の過半数を認定農業者で占めるためには、認定農業者数の約半数にあたる 7 名を任命する必要があります。認定農業者が過半数を占めようとすると次の諸課題があることから、各農会の意向を尊重して委員候補者を任命しています。

- ア 委員の反復任命に繋がることで、時代に即応し、また多様な活動に取組みにくい委員会となる恐れがあること。
- イ 委員に任命された認定農業者が恒常的な繁忙に陥り、営農に支障を与えるばかりか、認定農業者であることを避ける風潮が生まれ、結果として認定農業者の減少につながりかねないこと。
- ウ 認定農業者の営農地(居住地)に偏りがあり、市内を網羅する委員任命を困難になること。

(2) 第 23 期農業委員(平成 29 年 7 月 20 日から令和 2 年 7 月 19 日)の任命について

委員候補者 13 名のうち認定農業者は 1 名、認定農業者等に準ずる者は 3 名、市内の認定農業者数は 21 名であったため、委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者及び認定農業者に準ずるものが占めることについて市議会の同意を得たうえで任命しました。

(3) 第24期農業委員（令和2年7月20日から令和5年7月19日）の任命

委員候補者13名のうち認定農業者は1名、認定農業者等に準ずる者は4名、現在の認定農業者数は15名であるため、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずるものが占めることについて、第23期農業委員任命時と同様に市議会の同意を得ようとするものです。

3 その他（参考）

(1) 認定農業者数の内訳について（令和2年3月31日時点）

地域別	北部	7名
	南部	8名
営農類型	施設野菜	3名
	露地野菜	1名
	酪農	2名
	肉用牛	1名
	施設花き	1名
	露地花き	6名
	その他	1名

(2) 近隣他市の認定農業者数について（令和2年3月31日時点）

神戸市	270名
尼崎市	6名
西宮市	0名
伊丹市	1名
川西市	3名
三田市	68名
猪名川町	20名
宝塚市	15名

(3) 認定農業者数の利点について

- ア 経営所得安定対策 … 作物のコスト割れ、収入減少に対する補填及び産地交付金での認定農業者への加算等
- イ 資金融資 … スーパーL資金（農地取得などに必要な長期資金）、スーパーS資金（農業経営改善に必要な短期資金）を低利で融資
- ウ 税制 … 経営所得安定対策などの交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる。5年以内にこの積立金を取り崩して農用地、農業用の建物機械などを取得した場合、圧縮記帳ができる。
- エ 農業者年金 … 農業者年金保険料の一部を国庫補助

(4) 認定農業者の条件について

認定条件となる具体的な経営指標は、将来における農業経営において、他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得(1農家あたり660万円程度、主たる従事者1人当たり540万円程度)、年間労働時間(主たる従事者1人当たり1,800時間)の水準を達成し、市の農業生産の中心となることを目指す計画を農業者が策定し、市の認定を受けた者。